

平成 23 年度における e-Tax の利用状況について（概要）

※ 平成 24 年 5 月に策定した国税庁における「業務プロセス改革計画」に基づく利用状況等については、「平成 23 年度における e-Tax の利用状況等について（概要）」（<http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2412pressrelease.pdf>）をご覧ください。（平成 24 年 12 月追記）

1 e-Tax の利用件数

- オンライン利用拡大行動計画の重点 15 手続の利用件数は 1,805 万件（前年対比 102.8%）と増加

主な手続について

所得税申告	891 万件（前年対比 103.3%）
法人税申告	170 万件（前年対比 112.8%）
消費税申告（個人）	60 万件（前年対比 100.5%）
消費税申告（法人）	183 万件（前年対比 109.3%）
法定調書	172 万件（前年対比 110.0%）

〔参考〕

平成 23 年 8 月に IT 戦略本部において、「新たなオンライン利用に関する計画」（新計画）が決定されたことに伴い、「オンライン利用拡大行動計画」（旧計画）は廃止となっています。この新計画に基づく「業務プロセス改革計画」は現在未決定であるため、23 年度の e-Tax の利用状況については、これまでどおり、旧計画に基づき公表することとしました。

2 e-Tax の利用率

- オンライン利用拡大行動計画の重点 15 手続の利用率は 52.7%（前年度 50.2%）
- オンライン利用拡大行動計画の先行 11 手続の利用率は 79.3%（前年度 73.5%）

3 e-Tax の普及及び定着に向けたこれまでの具体的な取組

- 第三者作成の添付書類の送付を不要
- 税理士等による代理送信の場合、納税者本人の電子署名の省略を可能
- 電子証明書等特別控除制度の適用期限を延長
- e-Tax を利用した還付申告書の処理期間を短縮
- e-Tax を利用することができるパソコンを税務署に設置し、e-Tax の利便性を体験してもらう施策を導入
- 所得税確定申告期間について、e-Tax を 24 時間受付とするとともに、日曜日もヘルプデスクの受付をするなど納税者サポートを強化
- 法人税等の申告が集中する 5 月末について、e-Tax の受付時間を延長
- システムや画面の改善など利便性を向上

○ e-Taxの利用件数について

(単位：件)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	前年対比	
オンライン利用拡大行動計画の重点15手続	申告	所得税申告①	3,633,890	6,136,866	7,842,775	8,625,820	8,907,933	103.3%
		法人税申告②	510,626	982,505	1,273,465	1,508,620	1,702,144	112.8%
		消費税申告(個人)③	286,986	443,706	548,523	601,688	604,455	100.5%
		消費税申告(法人)④	580,928	1,118,060	1,449,615	1,670,209	1,825,086	109.3%
		酒税申告⑤	34,589	39,409	41,904	42,474	42,603	100.3%
		印紙税申告⑥	29,473	65,188	82,161	83,288	83,687	100.5%
		計(①～⑥)	5,076,492	8,785,734	11,238,443	12,532,099	13,165,908	105.1%
	法定調書	給与所得の源泉徴収票等⑦	567,286	976,589	1,226,506	1,395,945	1,533,164	109.8%
		利子等の支払調書⑧	5,658	100,489	140,097	166,811	186,524	111.8%
	申請・届出等	納税証明書の交付請求⑨	1,831	6,115	7,992	10,609	9,901	93.3%
		開始届出書⑩	3,545,622	4,449,423	3,965,038	3,460,093	3,156,712	91.2%
		重点15手続全体(①～⑩)	9,196,889	14,318,350	16,578,076	17,565,557	18,052,209	102.8%
	うち先行11手続(②+④+⑤+⑦+⑧+⑩)	5,244,709	7,666,475	8,096,625	8,244,152	8,446,233	102.5%	
	上記以外の申請・届出等⑪	184,205	680,959	1,002,232	1,233,028	1,358,109	110.1%	
	納付手続⑫	730,328	1,301,227	1,643,847	2,040,719	2,446,111	119.9%	
	合計(①～⑫)	10,111,422	16,300,536	19,224,155	20,839,304	21,856,429	104.9%	

(注)平成19年度の法定調書の利用件数には、光ディスク等を使用して提出された件数は含まれていない。

○ e-Taxの利用率について

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
オンライン利用拡大行動計画の重点15手続	申告	所得税申告①	18.4%	31.1%	39.7%	43.7%	45.1%
		法人税申告②	19.6%	37.7%	48.9%	57.9%	65.4%
		消費税申告(個人)③	19.0%	29.4%	36.4%	39.9%	40.1%
		消費税申告(法人)④	29.5%	56.7%	73.5%	84.7%	92.6%
		酒税申告⑤	72.1%	82.1%	87.3%	88.5%	88.8%
		印紙税申告⑥	23.8%	52.6%	66.3%	67.2%	67.5%
		計(①～⑥)	19.5%	33.8%	43.2%	48.2%	50.6%
	法定調書	給与所得の源泉徴収票等⑦	25.4%	43.7%	54.8%	62.4%	68.5%
		利子等の支払調書⑧	2.6%	46.1%	64.3%	76.5%	85.6%
	申請・届出等	納税証明書等の交付請求⑨	0.1%	0.5%	0.7%	0.9%	0.8%
		開始届出書⑩	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	重点15手続全体(①～⑩)		23.1%	36.6%	45.4%	50.2%	52.7%
	うち先行11手続(②+④+⑤+⑦+⑧+⑩)		37.8%	55.3%	65.9%	73.5%	79.3%

(注) 利用率は、平成20年9月12日決定の「オンライン利用拡大行動計画」に掲げられた年間平均申請件数を分母として算出している。

これまでの具体的な取組

(添付書類)

平成 19 年分以後の所得税の電子申告における医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票等については、当該書類の提出に代えて、その記載内容を入力して送信することにより、添付を省略(平成 20 年1月より)

(電子署名)

1. 税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し電子申告等を行う場合、納税者本人の電子署名を省略(平成 19 年1月より)
2. 個人の納税者が本人の電子署名を省略した上で e-Tax を体験できるパソコンを税務署に設置し、翌年以降、自宅などのパソコンによる e-Tax 利用を目指す施策を導入(平成 20 年1月より)

(インセンティブ措置)

1. e-Tax を利用した還付申告書について、処理期間を通常の6週間程度から3週間程度に短縮(平成 18 年 11 月より)
2. 電子認証の普及拡大のための、電子証明書を有する個人の電子申告に係る所得税額の特別控除の適用期限を延長(平成 19 年分から平成 22 年分は最高 5,000 円、平成 23 年分は最高 4,000 円、平成 24 年分は最高 3,000 円でいずれか 1 回適用)

(運用改善)

1. 所得税確定申告期間について、e-Tax を 24 時間受付とするとともに(平成 18 年分確定申告期より)、日曜日もヘルプデスクの受付をするなど(平成 22 年2月より)、納税者サポートを強化
2. 法人税等の申告が集中する5月末について、e-Tax の受付時間を延長(平成 21 年5月より)

(システム改善等(平成 23 年度実施分、平成 24 年度実施予定分))

1. 法定調書や納税証明書について、e-Tax ソフトをインストールすることなく、e-Tax ホームページ(Web)からの入力により作成・送信が可能(「利子等の支払調書」を除く。)(平成 24 年1月より)
2. 法人税等の申告が集中する8月末及び 11 月末について、e-Tax の受付時間を延長(平成 24 年8月より)